

### 市税の納付は 便利な口座振替で

市税の口座振替は、指定の預・貯金口座から、各納期限の日に各種の税を自動的に納付できます。

納め忘れの心配がなくなるため、大変便利な制度です。

口座振替できる市税は、固定資産税・都市計画税、市・都民税（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収分）です。

なお、軽自動車税で6月車検の方は、継続検査（車検）用納税証明書の送付に納期限後2週間ほどかかりますので、ご注意ください。

申直接、①市内の金融機関または②市納税課へ

※①▽手続きには、1か月半ほどかかります▽市外の金融機関の窓口でお申し込みの方には、申込用紙を郵送します  
②▽ご本人名義のキャッシュカード、本人確認書類をお持ちください▽一部利用できない金融機関があります

### ご利用ください 8月の休日窓口

■開設時間 午前9時～午後1時

■開設窓口 市民課、保険年金課 国民健康保険係、子育て支援課 手当助成係（2日のみ）、納税課（2日のみ）

※一部取り扱いできない業務（後期高齢者医療事務・国民年金事務・市税証明書交付事務ほか）もあります。個人番号カードに係る業務は16日の

| 8月 ○は休日窓口開設日 |    |    |    |    |    |    |
|--------------|----|----|----|----|----|----|
| 日            | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
| ②            | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | ⑧  |
| 9            | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| ⑬            | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| ⑮            | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| ⑳            | 31 |    |    |    |    |    |

み取り扱いできません  
問 企画政策課企画政策係 ☎042-387-9826、土曜・日曜・祝日は市役所代表 ☎042-383-1111

ハト等、自然の中で生活している生き物に人がえさをあげることは、生態系のバランスを崩し、生活環境を乱す原因となります。また、ふんによる悪臭や害虫の発生など近

### ハト等への えやりについて

問 自衛隊西東京地域事務所 ☎042-463-1981、市総務課庶務係 ☎042-387-9805

※応募受付期間は、各種目で異なります

■採用種目・応募資格▽防衛大学校および防衛医科大学校 21歳未満の高卒・高卒見込みの方▽自衛官候補生および一般曹候補生 18歳以上33歳未満の方

陸・海・空自衛官等募集

防衛省では、来春に入隊・入隊の各種目採用試験を実施します。

令和3年入校・入隊

問 納税課管理係（市役所第二庁舎3階）☎042-387-9825

## 市民と市長の 座談会

市民の皆さんとの対話集会を行います。市政に対する率直なご意見・ご提案を、市長とのフリートークを通じてお聞かせください。

時 所 8月23日（日）午後2時～4時＝市民会館・萌え木ホール（商工会館3階）、25日（火）午後7時～9時＝前原町西之台会館

定 各日25人（申込順）

他▷保育あり（1歳以上。6人。申込順）▷手話通訳あり

申 8月3日から、電話、ファクス、Eメールまたは直接、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）☎042-387-9818 FAX 042-387-1224

✉ s010399@koganei-shi.jp へ

## 打ち水を 実践してみませんか

東京では、猛暑日や熱帯夜が増加するなど夏の暑さが課題となっています。そこで、涼を得るための江戸の知恵である打ち水を、ご家庭でも実践してみませんか。

朝方や夕方に行うと、効果的です。風が吹けば、より涼を感じることができでしょう。お風呂の残り湯などを使えばより環境に優しく経済的です。

問 環境政策課環境係 ☎042-387-9817



## 防災マップを 全戸配布

避難場所や家庭の防災対策などをまとめた防災マップを全面改訂し、市内すべての世帯に配布します。配布期間を過ぎても届かない場合は、地域安全課へご連絡ください。

■配布期間 8月12日（水）～16日（日）

問 地域安全課防災消防係 ☎042-387-9807



隣トナブルの原因にもなりません。公共の場や他人の敷地にえさをまくような行為により、生き物が人に疎まれるような

存在にならないよう、愛護家の方は、節度ある行動をお願いします。問 環境政策課環境係 ☎042-387-9817

# 水銀を含むごみの出し方に ご注意ください（有害ごみ）

お願い

問 市ごみ対策課減量推進係 ☎042-387-9835、浅川清流環境組合事業課 ☎042-506-2923

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設では、排気ガスに含まれる水銀などの有害物質をできる限り排出しないために、国が定める環境基準よりも厳しい基準を設けて運営を行っています。

今回、燃やすごみの中に水銀を含むごみが混入していたことが原因で、同組合の定める公害防止基準値（50μg/m<sup>3</sup>N）を超える水銀濃度が6月16日午後11時37分に、一時的に測定されました。

煙突入口水銀濃度は、同組合の定める停止の基準には至っていません。なお、周辺地域に環境汚染や健康被害が生じることはありません。

他 同組合可燃ごみ処理施設の排ガスに含まれる水銀濃度の基準値の一時的な超過については、同組合ホームページ（https://cms.upcs.jp/asakawa/）をご覧ください

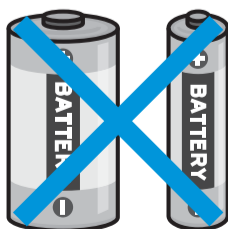
## 市民の皆様をお願いしたいこと

▷水銀は体に有害な物質のため、水銀製品は有害ごみとして、必ず分別して排出をお願いします

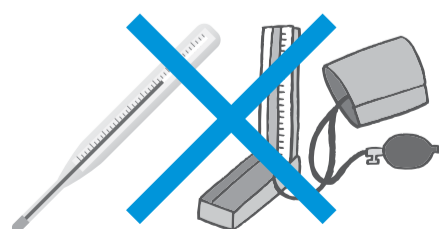
▷水銀は、主に、蛍光灯や体温計・血圧計（銀色の液体が入っているもの）やボタン電池などに含まれています。蛍光灯が割れてしまった場合は、割れた蛍光灯を袋に入れ、封をしてから、有害ごみとして出してください

▷電池が取り外せない製品などは、電池ありと袋に表記し、燃やさないごみで出してください

※赤や青の液体が入った温度計はアルコール液のため、燃やさないごみとして出してください



電池類は有害ごみの日に出してください



水銀製品は有害ごみの日に出してください